（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 15 日

横浜市契約事務受任者
港北区長　古石　正史

１　契約の概要
令和８年横浜市長選挙における開票所設営及び撤去業務委託について

２　履行（納品）場所
港北区役所および横浜市港北スポーツセンター

３　契約日
令和８年９月 18 日

４　履行日又は履行期間
契約締結の日から令和８年 10 月 19 日まで

５　契約金額
3,164,590 円

６　契約の相手方（名称及び所在）
株式会社オフサイド
横浜市西区みなとみらい２－３－５クイーンズタワーＣ　１８Ｆ

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本件は令和８年 10 月 18 日に執行された横浜市長選挙に伴って締結された契約です。
港北区は市内最大級の開票区であり、多数の資機材及び人員の確保が必要であることから、必要な物品及び人員等確保するためには早期に受託者を決定する必要があります。また、今回から精密機器を本格導入した選挙を実施するため、受託者と綿密な事前調整を行う時間が必要です。
当該選挙では、選挙期日決定から執行日までの期間は限られており、一般競争入札による契約部契約では、受託者決定及び必要な準備期間の確保が困難でした。
株式会社オフサイドは、令和７年横浜市長選挙を受託した際に今回本格導入となる精密機器の設営に関わった実績があります。また、令和８年衆議院議員総選挙においても、当区の開票所の設営・撤去委託を履行した実績があることから、本件業務を履行する能力があると確認できていました。

以上の理由から、緊急契約（単独随意契約）を行い、当該業者へ業務委託しました。

８　契約の相手方の選定理由

令和７年横浜市長選挙を受託した際に今回本格導入となる精密機器の設営に関わった実績と、令和８年衆議院議員総選挙においても、当区の開票所の設営・撤去委託を履行した実績があり、本件業務を履行する能力があることが確実であるため。

９　所管課

港北区総務課